## 認定低炭素住宅に対する税の特例（1／2）

## 【所得税】

（1）住宅ローン減税を一般住宅に比べて以下の通り拡充します（平成24年12月4日から平成31年6月30日までに入居した者が対象）。

| －般 の住 宅 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 居住年 | 控除対象借入限度額 | 控除期間 | 控除率 | 最大控除額 |
| 平成24年 | 3，000万円 | 10年間 | 1．0\％ | 300万円 |
| 平成25年から <br> 平成26年（3月末まで） | 2，000万円 |  |  | 200万円 |
| 平成26年（4月）から平成31年（6月末まで） | 4，000万円 |  |  | 400万円 |


| 認 定 低 炭 素 住 宅 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 居住年 | 控除対象借入限度額 | 控除期間 | 控除率 | 最大控除額 |
| 平成24年 | 4，000万円 | 10年間 | 1．0\％ | 400万円 |
| 平成25年から <br> 平成26年（3月末まで） | 3，000万円 |  |  | 300万円 |
| 平成26年（4月）から平成31年（6月末まで） | $\begin{aligned} & 5,000 \text { 万円 } \\ & \text { ※ } \end{aligned}$ |  |  | 500 万円 |

## 主な要件

（1）その者が主として居住の用に供する家屋であること
（2）住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
（3）床面積が $50 \mathrm{~m}^{2}$ 以上あること
（4）店舗等併用住宅の場合は，床面積の $1 / 2$ 以上が居住用であること
（5）借入金の償還期間が10年以上あること
（6）合計所得金額が 3,000 万円以下であること

## －適用を受けるために必要なこと

確定申告の際，以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。
（1）明細書
（2）残高証明書
（3）${ }^{2}$ 記事項証明書
（4）請負契約書又は売買契約書
（5）低炭素建築物新築等計画認定通知書
©（6）住宅用家屋証明書※又は認定低炭素住宅建築証明書＊
（7）住民票 等
※保存登記等の際にも，登録免許税の軽減を受けるために必要な書類となっています。
あらかじめ，その写し等を司法書士等から入手しておいてください。
＊認定低炭素住宅建築証明書は，登録された建築士事務所に属する建築士，
指定確認検査機関，登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼して下さい。
※税の特例の対象となるのは，低炭素建築物のうち一定の新築住宅（認定低炭素住宅）です。

## 認定低炭素住宅に対する税の特例（2／2）

（2）投資減税型の特別控除（平成26年4月1日から平成31年6月30日までに入居した者が対象）
居住者が，都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する認定低炭素住宅の新築等を して，居住の用に供した場合には，標準的な性能強化費用相当額※（上限：650万円 $*$ ） の $10 \%$ 相当額を，その年分の所得税額から控除（当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には，翌年分の所得税額から控除。）する。
※標準的な性能強化費用相当額とは，43，800円に床面積を乗じて得た金額 とする。
＊650万円の控除対象限度額は，当該住宅取得に係る消費税率が $8 \%$ 又は $10 \%$ の場合に限って適用されます。
このため，消費税の経過措置により旧税率（5\％）が適用される場合は平成26年4月以降の入居であっても500万円が性能強化費用相当額の上限となります。

## －主な要件

（1）その者が主として居住の用に供する家屋であること
②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
（3）床面積が $50 \mathrm{~m}^{2}$ 以上あること
（4）店舗等併用住宅の場合は，床面積の $1 / 2$ 以上が居住用であること
（5）合計所得金額が3，000万円以下であること

## －適用を受けるために必要なこと

確定申告の際，以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。
（1）明細書
（2）登記事項証明書
（3）請負契約書又は売買契約書
（4）低炭素建築物新築等計画認定通知書
⑤住宅用家屋証明書※又は認定低炭素住宅建築証明書＊
（6）住民票
等
※保存登記等の際にも，登録免許税の軽減を受けるために必要な書類となっています。あらかじめ，その写し等を司法書士等から入手しておいてください。
$*$ 認定低炭素住宅建築証明書は，登録された建築士事務所に属する建築士，指定確認倹査機関，登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼して下さい。
登録免許税】（平成28年3月31日までに取得した者が対象）
住宅用家屋の所有権保存登記等に係る税率を一般住宅特例より引き下げる。

|  | 本則 | 一般住宅特例 | 認定低炭素住宅 |
| :--- | :---: | :---: | :---: |
| 所有権保存登記 | $0.4 \%$ | $0.15 \%$ | $0.1 \%$ |
| 所有権移転登記 | $2.0 \%$ | $0.3 \%$ | $0.1 \%$ |

## 主な要件

（1）その者が主として居住の用に供する家屋であること
（2）住宅の新築又は取得から 1 年以内に登記をすること （3）床面積が50 $\mathrm{m}^{2}$ 以上あること
－適用を受けるために必要なこと
登記を行う際に市区町村が発行する
住宅用家屋証明書が必要になります
※税の特例の対象となるのは，低炭素建築物のうち—定の新築住宅（認定低炭素住宅）です。

